

インターネット安全利用 ガイドブック

—トラブルの事例から自分を守る方法を学ぶ—



インターネット安全利用ガイドブック



目次

1	私たちとインターネット	2
2	インターネット事件ファイル	
ケース1	SNS上でのいやがらせやいじめ	3
ケース2	SNSにアップした画像などからの個人情報の流出	5
ケース3	ワンクリック詐欺などの不当請求	7
ケース4	動画の違法なアップロードとダウンロード	9
ケース5	心のよりどころだったSNS上の知人による誘い出し	11
ケース6	悪ふざけの様子をSNSに公開して炎上	13
ケース7	ネットやスマホの使いすぎによる健康への影響	15
ケース8	危険! ながらスマホ	16
3	インターネットに関する法律	17
4	困ったときの相談窓口	18



1

私たちとインターネット

インターネットはいつでもどこでも気軽に世界中の人とコミュニケーションをとったり、様々な情報を調べたりすることができる便利なものです。最近ではスマートフォンやゲーム機、タブレット型携帯端末などの普及により、インターネットに簡単に接続でき、利用することができます。

また、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を使ったコミュニケーションはあたりまえになっています。しかし、インターネットの利用の仕方によっては、ネット詐欺やネットいじめ、プライバシーの侵害など、犯罪やトラブルに巻き込まれることもあります。

こうしたネット犯罪やトラブルに巻き込まれないために自身を守る知識や方法を学び、ルール、マナーを守って利用することが大切です。

情報を入力

世界中の出来事を簡単に知ることができます。



コミュニケーション

世界中の人とコミュニケーションがとれます。



情報の発信

個人でも、自らの情報を発信することができます。



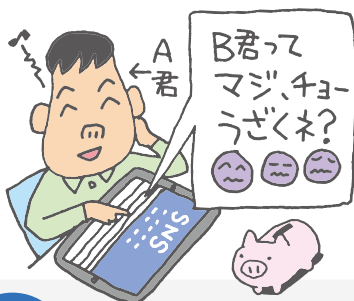
ショッピングや旅行の予約

ネット上で購入した様々なものが自宅に届きます。宿や、交通機関の予約ができます。

2 インターネット事件ファイル

ケース1 SNS上でのいやがらせやいじめ

- ① SNSを利用していたA君。SNSには多数の友達が登録されていました。あるときA君は冗談で友達B君の悪口をSNSに書き込みました。



- ② B君には見られないように設定していましたが、他の友達からA君のSNSアカウントがB君に伝わってしまいました。



結果

SNSでけんかしてしまい 学校に行けなくなる

A君の書き込みに怒ったB君はSNSにきつい言葉でA君への文句を書き込みました。その内容はあっというまに友達に広まり、落ち込んでしまったA君は学校に行けなくなりました。



解説・ポイント

1 相手の気持ちを考えよう

軽い気持ちで書いた言葉でも相手をひどく傷付けてしまう可能性があります。相手が書き込んだ内容を読んでどのような気持ちになるかを考えましょう。

2 インターネットで発信した情報は多くの人に広まる

SNSではグループ限定で公開しているつもりでも、友達を通じて伝わる場合があります。一度拡散してしまうと完全に消すことは、ほぼ不可能です。またインターネット上の書き込みは、調べると書き込んだ人を特定することができます。掲載する前に、それは一生残ってもよい情報なのかどうか、よく考えましょう。

またSNS上の情報は必ずしも正しいものとは限りません。情報源を確認するなどして真偽を判断し、誤った情報を更に拡散しないようにしましょう。

3 悪質ないやがらせは犯罪となる可能性があります

インターネット上で悪口やいやがらせは絶対にしないようにしましょう。内容が悪質な場合は犯罪となることがあります。

ももりんアドバイス

もしも被害にあってしまったら、
一人で抱え込まないで保護者や学校の先生、
相談窓口などに相談しよう。

「困ったときの相談窓口」P.18参照



■ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。友達同士や、同じ趣味を持つ人同士など、利用者間のコミュニケーションを可能にしています。主なものとしてLINEやTwitter、Instagram、Facebookなどがあります。

■ LINE

インターネット通話やテキストチャットができるサービス。

■ Twitter

「ツイート」と呼ばれる140字以内のメッセージや画像、動画などの投稿、公開や、利用者同士でメッセージを交換できるサービス。

■ Instagram(インスタグラム)

画像の投稿及び共有に特化したサービス。Instagramに投稿する写真として適した見栄えの良さを意味する「インスタ映え」という言葉も生まれました。

■ Facebook

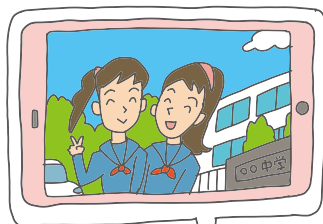
利用者同士のメッセージ交換や画像、動画の投稿ができるサービス。原則実名で登録して利用する。

ケース2 SNSにアップした画像などからの個人情報の流出

- ① Aさんは自宅近くで親友と撮った写真がうまく撮れたので、SNSにアップしました。その際、SNSのプロフィールに自分の名前や学校名を書い
てしまいました。



- ② そのほかにも学校や飲食店で撮った写真などを何も気にせずアップしました。



結果

本名や住所などの個人情報が特定されて、知らない人から嫌がらせを受ける

Aさんがアップした画像の背景にたまたま写っていた店や公園などから住んでいるところが特定されてしまい、Aさんの自宅に変な手紙が届いたり、イタズラ電話がかかってきたりするようになりました。



解説・ポイント

1 背景に写ったものにも個人を特定する情報があります

SNSで発信した情報は様々な人に見られる可能性があるため、個人情報に掲載することは大変危険な行為です。また友達の写真を掲載することも友達を危険にさらしてしまいます。最近のスマホのカメラは非常に高性能で、ほんの少し写ったものでさえ思わぬ情報となったり、写真に位置情報が付与される設定にしていた場合、撮影場所が特定されたりしてしまいます。住んでいるところがわかってしまうような写真や動画をむやみにアップするのはやめましょう。

2 仲良しに知らせたいなら

非公開のグループトークやSNSの非公開アカウントをうまく活用すれば、許可していない人には読まれないので安心です。どうしても公開したいのであれば、写真にぼかしを入れるなど工夫し、あわせて他の人の写真や情報を掲載する際にはあらかじめ了承を得てからにしましょう。

3 悪い人が読む可能性を想像する

「SNSに書き込んだ情報から留守であることが分かれば、空き巣に狙われるかもしれない」など、何が伝わると誰に狙われるのかを想像してみることも大切です。投稿が取り返しのつかない事態を招かないように、送信ボタンを押す前に読み返す習慣をつけましょう。

ももりんアドバイス

誰でも見ることができるSNSに、氏名や住所などの個人情報を書き込むのはやめよう。アップした写真にも個人を特定する情報が含まれていることがあるから、投稿する前にもう一度確認してみよう。もしも被害にあってしまったら保護者や先生に、悪質な場合はすぐ警察に相談しよう。

「困ったときの相談窓口」P.18参照



ケース3 ワンクリック詐欺などの不当請求

- ① A君は好奇心からアダルトサイトを検索し、サイトに入ると「入口」「18歳以上はこちら」などのボタンがありました。ちょっとだけと思ってクリックしてみました。



- ② いきなり「登録が完了しました。期限までに50,000円を振り込んでください」という画面が現れました。あわててサイトを消そうとしても請求画面は消えません。あせっていたら、画面の下の方に「誤操作の方はこちら」と電話番号が表示されているので電話してみました。



結果

高額な退会料を請求される

入会した覚えがないのに、「すでに会員になっています。退会するなら30,000円支払ってください」「今日支払うなら半分の退会料でいいです」と言われました。



解説・ポイント

1 ワンクリック詐欺に注意

アダルトサイトや出会い系サイトに興味本位でアクセスしてはいけません。占い、ゲーム、アニメ、携帯小説などのサイトからアダルトサイトに誘導されることもあるので注意しましょう。

2 慌てて業者に連絡しない・支払わない

慌てて業者に連絡してはいけません。電話をすると高額な請求をされたり、個人情報が知られたりする危険性があります。また、利用料金を請求されても契約が成立していない場合が多いので、言われるままに支払わないようにしましょう。また契約が成立した場合であっても保護者が同意していない契約などは取り消すことができます。

3 最新のセキュリティ対策

一部には悪意を持って作られたサイトやアプリがあります。セキュリティ対策が不十分なスマホで閲覧するとウイルスに感染してしまい、氏名や住所などの個人情報が盗まれることがあります。

また最近では、パスワード不要の無料Wi-Fiが増えてきていますが、中には、個人情報を盗むために設置された「悪意のあるWi-Fiスポット」も存在します。判別が難しいため、利用する際には、悪用されて困る情報のやり取りをしないようにしましょう。

ももりんアドバイス

突然、請求画面が表示されたらすぐに保護者に相談しよう。
インターネットショッピングを利用する時も
同じだよ。保護者に相談できず困った時は、
福島市消費生活センターに相談しよう。

「困ったときの相談窓口」P.18参照



ケース4 動画の違法なアップロードとダウンロード

- ① A君は人気アニメを違法サイトからダウンロードし、動画共有サイトに投稿しました。するとたくさんの書き込みがありました。A君は嬉しくなり、何度も動画を投稿しました。



- ② A君は動画共有サイトの管理者から警告を受けました。



結果

著作権法違反で逮捕

しかし、A君は投稿を繰り返しました。ある日警察から連絡があり、著作権法違反容疑で逮捕されました。



解説・ポイント

1 著作権を理解しよう

アニメや漫画、音楽などには著作権があります。違法サイトでダウンロードした著作物をネット上で不特定多数の人に配布することは著作権の侵害にあたります。

2 市販の漫画、アニメ、音楽作品などの違法なアップロードやダウンロードはしない

有料で販売されているアニメや漫画、音楽作品などを著作権者の許諾を得ずにアップロードすること、違法にアップロードされたものとして知らずながらダウンロードすることは違法行為です。絶対にやめましょう。

3 肖像権を理解しよう

他人の顔や姿を無断で写真にとり、それをブログ上に公開したり、メールでたくさんの人に送ることは肖像権の侵害にあたります。

著作権だけでなく、肖像権の侵害も絶対にやめましょう。

ももりんアドバイス

お互いの著作権と肖像権を守ろう。
侵害してしまうと損害賠償請求される恐れがあるよ。
困ったときは保護者、相談窓口にご相談しよう。

「困ったときの相談窓口」P.18参照



■アップロード

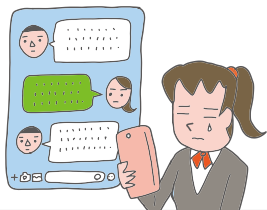
インターネットでデータを送信すること。YouTubeで動画を投稿することがこれにあたります。

■ダウンロード

インターネットでデータを受信すること。

ケース5 心のよりどころだったSNS上の知人による誘い出し

- ① Aさんは自分の悩みをSNS上に投稿したところ、見知らぬ人から「相談に乗るよ」とダイレクトメッセージ(DM)が届きました。はじめは見知らぬ相手を不安に感じながらも、親身になって相談に乗ってもらうちに、信用していくようになりました。



- ② DMでやり取りをしていたある日、「直接会って話したい」と連絡がありました。Aさんは誰にも言わず、その人物に会いに行っていました。



結果

出かけたきり家に帰ってこなくなり、 家族が警察に相談

その後Aさんは行方不明になってしまいました。AさんがSNS上で知り合った人物に会いに行ったことは、AさんのSNSの記録を確認して初めて分かりました。



解説・ポイント

1 知らない人とDMでやりとりしない

DMなどの隔離された環境でのやり取りにより、相手に親近感を抱き、冷静な判断ができないことがあります。SNS上では本当に親身になってくれる人もいますが、上辺だけの人も大勢います。どうしてもSNSに頼りたいなら、「深入りはしない」「DMなど個人的なやりとりはしない」ようにしましょう。

2 なりすましに注意

他人の写真を利用したり、プロフィールを偽って自分をよく見せて、誘ってくる人もいるので注意が必要です。実際にあったら別人というケースも少なくありません。見知らぬ人と会うことは危険ですので、会わないようにしましょう。

3 相談窓口を利用しましょう

友人や先生、家族などの身近な人に相談できれば一番良いですが、どうしても相談しにくいときは、相談窓口を利用してみるのも一つの方法です。秘密厳守で相談に応じてくれるので、ぜひ利用してみてください。

ももりんアドバイス

知らない人とDMでのやりとりはやめよう。

悪い人は直接会うために話を合わせたり、優しい言葉をかけたり、心のスキをついてくるよ。絶対に会いに行ってはダメ！

もしも被害にあってしまったら、保護者や先生、家族に相談しよう。

「困ったときの相談窓口」P.18参照



■DM(ダイレクトメッセージ)

送信者と受信者しか見ることができない非公開メッセージ。メールアドレスを知らせることなくSNS上で非公開のメッセージをやりとりできるため気軽に利用する人が多い。

ケース6 悪ふざけの様子をSNSに公開して炎上

- ① 友達と一緒に飲食店でアルバイトを始めたAさん。

お店が閉まった後、掃除していたAさんは、ふと冷蔵庫に入った写真を撮ってバイト仲間に見せて笑わせようと思い、友達と実行しました。



- ② ツイッターにコメント付きで公開したところ、バイト仲間だけではなく、第三者の目にとまり、そのツイートが多くの人にリツイートされあっという間に拡散。



結果

バイト先が特定され、大騒ぎに

バイト先が特定され、大騒ぎになり、お店は閉店に追い込まれました。Aさんはお店から多額の損害賠償を求められ、学校からも厳しい指導を受けました。



解説・ポイント

1 インターネットで発信した情報は特定できる

匿名や偽名であっても、インターネットの書き込みは調べれば、誰が書いたか特定することができます。名前が拡散したり、未成年者であっても厳しく非難されたり、追及されたりする可能性があります。

2 インターネットで拡散した写真や文章は消えません

インターネット上にアップされた情報は簡単に複製し、転載することができます。一度拡散してしまうと完全に消すことはほぼ不可能です。公開範囲を限定していても、友達や誰かが転載して広まる可能性もありますので、掲載する前に、それは一生残ってもよい情報なのかどうか、よく考えましょう。

3 悪ふざけが大きな社会問題に

軽い気持ちで行った悪ふざけが大きな社会問題に発展することがあります。今回のようにお店の倒産などの損失を与えた場合は損害賠償請求される可能性もあります。また被害はあなただけではなく、あなたの友人や家族など、身の周りの方々にまで及ぶ可能性がありますので、絶対にやめましょう。

ももりんアドバイス

悪ふざけでインターネットに投稿した情報が
広まって大きな問題になることがあるよ。

自分だけでなく、家族や学校、お店など多くの
人に迷惑をかけてしまうので、絶対にやめよう。

「困ったときの相談窓口」P.18参照



ケース7 ネットやスマホの使いすぎによる健康への影響

- ① 無料通話アプリで友人たちとトーク(メッセージ交換)をするのが好きなAさん。毎日夜遅くまでトークし続けていました。



- ② トークに参加しないと、仲間外れにされるのではないかと心配で、たとえ疲れていたとしてもなかなか終わらせることができません。



結果

睡眠不足が続き、日常生活に支障をきたす

Aさんは睡眠不足が続いたために、学校の授業に集中できなくなってしまいました。体調や成績に影響が出ているのですが、それでもトークをやめることができません。毎日そのような状況で、次第に気持ちの余裕もなくなっていました。



解説・ポイント

1 友人間でルールをつくってみる

スマホなどの長時間利用は心身に影響を及ぼす可能性があります。友人とのトークをなかなか終わらせられないのであれば、「トークを終わらせる合言葉」や、「何時以降はトークをしない」など、自分たちでルールをつくってみるのも一つの手です。

ももりんアドバイス

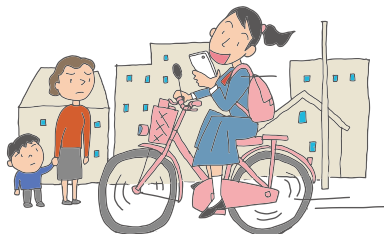
自分たちでネットやスマホのより良い利用のしかたを考えてみよう。

「困ったときの相談窓口」
P.18参照

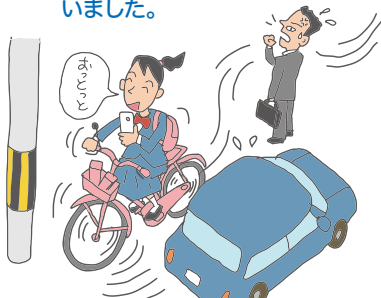


ケース8 危険! ながらスマホ

- ① Aさんは学校の帰り道、自転車で乗りながらスマートフォンを操作していました。



- ② 車や電柱にぶつかりそうになるなど、危険な運転をしていました。



結果

歩行者と衝突

Aさんは、スマートフォンの画面に集中するあまり、前を歩いていた歩行者にぶつかり大ケガを負わせてしまいました。



解説・ポイント

1 ながらスマホはしない

携帯電話を使用しながらの自転車運転は、**道路交通法で禁止**されています。また、相手にケガを負わせた場合、過失傷害罪などに問われたり、被害者から多額の損害賠償を求められたりすることもあります。運転中の「ながらスマホ」は、自分自身が思っている以上に危険な行為ですので、絶対にしないようにしましょう。

ももりんアドバイス

もちろん歩きながらのスマートフォン操作も危険! 立ち止まって周囲の迷惑にならない場所で使おう。

「困ったときの相談窓口」
P.18参照



3

インターネットに関する法律

個人情報保護法

コンピュータに蓄積された個人情報の大量漏えい事件が多発しています。ネットを介した個人情報の無断収集やそれらの公開による人権侵害など、ITの進化にともない、個人情報を取り巻く状況は急速に変化しています。個人情報を取り扱う業者には、遵守すべき義務が課せられます。

電子消費者契約法

操作ミスによって、買うつもりのないものの購入を誤って申し込んでしまったような場合、申込みを行う前に、注文内容を確認して訂正できる画面を事業者側が設けるなどしていなかったときは、操作ミスによる契約の無効を主張することができます。

出会い系サイト規制法

出会い系サイトを利用して、18歳未満の児童を性交等の相手方となるように誘引してはいけません。お金を目的とした交際の相手方となるように誘引することも犯罪行為です。誘った児童も罰則の対象になります。

福島県青少年健全育成条例

青少年に対し、以下の方法で該当青少年に関する児童ポルノ（裸や下着姿の写真など）等の提供を求めた場合、罰金が科されます。

- 青少年に拒まれたにもかかわらず求める。
- 青少年を脅したり、だましたり、困惑させたりする。
- 青少年に対し対償（お金や物など）を提供し、またはその提供の約束をする。

インターネット事業者と保護者等の責務を以下のように規定しています。

- インターネット事業者は有害な情報を青少年が閲覧または視聴することがないように、フィルタリングの情報提供をする必要があります。
- 保護者等は青少年の健全育成を阻害する恐れがあると認められる情報について、青少年が閲覧または視聴することのないように努める必要があります。
- 携帯電話の新規契約または、機種変更などをする場合、携帯電話会社とその契約代理店は、青少年または保護者に対し、有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容などについて説明する対応が義務化されています。

■ フィルタリングとは

青少年が不適切な情報にアクセスしないようにサイトの閲覧制限やアプリの利用を制限する機能のことです。

困ったときの相談窓口

悩みや不登校などの相談窓口

すこやかテレホン (福島市子ども未来部子ども政策課青少年センター)

受付時間 日曜日:午前10時から午後4時 TEL 024-531-6332
月曜日:午後2時から午後8時
※月曜日が祝日の場合は、午前10時から午後4時

福島市総合教育センター (福島市教育委員会教育研修課)

受付時間 平日:午前9時から午後5時 TEL 024-536-7700

消費者トラブルに関する相談窓口 (ワンクリック詐欺や、ネットショッピングでのトラブルなど)

福島市消費生活センター

受付時間 平日:午前9時から午後4時 TEL 024-522-5999

犯罪被害など相談窓口

福島県警察安全相談

受付時間 平日:午前9時から午後5時
TEL #9110 または 024-525-8055

法テラス (日本司法支援センター)

受付時間 月～金:午前9時から午後9時、土曜日:午前9時から午後5時
TEL 0570-078374

法務局子どもの人権110番 (誹謗中傷などの人権相談)

受付時間 平日:午前8時30分から午後5時15分 TEL 0120-007-110

児童相談所虐待対応ダイヤル

受付時間 24時間受付 TEL 189

※電話をかけた地域を管轄する児童相談所につながります。

福島市子ども家庭総合支援拠点 (子どもとその家庭の相談全般)

受付時間 平日:午前8時30分から午後5時15分 TEL 024-525-3780

ももりんととの7つの約束

～安心安全にネットを利用するために～

①

情報発信の際には マナーを守ろう

軽い気持ちで書き込んだ言葉でも思わぬ形で相手に伝わり、傷付けてしまうことがあります。他人を不快にさせたり、迷惑をかけるないようによく考えて利用しましょう。

P3参照

②

アップする前に 確認しよう

アップした画像などから個人を特定される場合があります。送信ボタンを押す前に、もう一度確認しましょう。

P5参照

③

クリックする前に 相談しよう

ネットショッピングや有料サイトの登録の際には一番に保護者と相談しましょう。

P7参照

④

著作権法など ルールを守ろう

市販の漫画・アニメ・音楽作品などの違法なアップロード・ダウンロードは止めましょう。著作権を侵害してしまうことは犯罪です。

P9参照

⑤

知らない人と 非公開での やりとりはしない、 絶対に会わない

見知らぬ人とコミュニケーションをとれるサービスが豊富にあります。実際に会うと別人、または脅迫などトラブルに巻き込まれることがありますので注意が必要です。

P11参照

⑥

自分たちで利用の しかたを考えよう

スマホの使いすぎで睡眠不足や視力の低下など身体に悪影響を及ぼす可能性があります。保護者や友人たちと相談して、利用時間など、自分たちのルールをつくりましょう。

P15参照

⑦

小さなことでも 気軽に相談しよう

気をつけていてもトラブルに巻き込まれることもあります。一人で悩まずに保護者や先生など身近な人に相談しましょう。

相談しづらい時は、相談窓口を利用しましょう。

P18参照

